

社会福祉法人仁至会 役員等報酬及び費用弁償規程

(準 則)

第1条 本規程は、社会福祉法人仁至会定款第9条及び第23条により、これを定める。

(目 的)

第2条 この規程は、社会福祉法人仁至会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、顧問、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第3条 法人の役員等に対して、報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

- 役員等の報酬の総額は900,000円以内とする。
- 第1項の報酬の額は、次のとおりとする。

理 事 長	月額 60,000円
監事（監査業務）	日額 10,000円
理事、評議員、顧問 評議員選任・解任委員 苦情解決第三者委員	無報酬

(支 給 日)

第4条 役員等の報酬は、毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事会・評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、法人の旅費規程により、費用を弁償する。

(改 廃)

第6条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(公 表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

- 1 平成 17 年 8 月 1 日及び平成 20 年 5 月 1 日付支給要領決裁は廃止する。
- 2 この規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

平成 21 年 10 月 1 日 一部改正

平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

令和 4 年 4 月 1 日 一部改正